明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○航空法施行規則及び移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（国土交通七一）　一
〔告　示〕
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務三一四）　四
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同三一五）　六
○平成三十年度地方債計画を公表する件の全部を改正する件（同三一六）　四三
〔公　告〕
諸事項
官庁
製造たばこ小売定価、地図及び空中写真の定価の改定関係　四四
裁判所
破産、免責、再生関係　四五
特殊法人等
年金積立金管理運用独立行政法人平成二十九事業年度財務諸表、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法関係　七七
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　八二
会社その他
会社決算公告　八五

省　令

○国土交通省令第七十一号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百条第二項第二号、第百九条第四項、第百二十九条第二項、第百二十九条の三第二項ただし書及び第百三十七条の二並びに高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第八条第一項の規定に基づき、航空法施行規則及び移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年九月二十日

国土交通大臣　石井　啓一

航空法施行規則及び移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令の一部を改正する省令

（航空法施行規則の一部改正）

第一条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事業の許可） **第二百十条**　法第百条第二項第二号の事業計画に記載する事項は、次に掲げる事項とする。 一～七　（略） 八　路線を定めて一定の日時により航行する航空機により旅客の運送を行おうとする場合には、移動支援措置（高齢者、障害者等（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第二条第一号に規定する高齢者、障害者等をいう。）が航空旅客ターミナル施設と航空機の乗降口との間を円滑に移動するために必要となる支援に関する措置をいう。以下同じ。）の内容 2・3　（略） **第二百二十条の二**　（略） 2　（略） 3　法第百九条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、次のとおりとする。	（事業の許可） **第二百十条**　法第百条第二項第二号の事業計画に記載する事項は、次に掲げる事項とする。 一～七　（略） （新設） 2・3　（略） **第二百二十条の二**　（略） 2　（略） 3　法第百九条第四項の国土交通省令で定める事業計画の変更は、第二百十条第一項第二号に掲げる事項の変更（使用航空機の型式の追加を除く。）及び同項第七号に掲げる事項のうち航空機強取等防止の効果に影響を及ぼすおそれがないと国土交通大臣が認める事項の変更とする。